

2017年8月7日

## **SAAJ** NEWS RELEASE

企業会計基準公開草案第60号

### 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)等 について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：大場 昭義）は、2017年6月6日に企業会計基準委員会（以下 ASBJ）が公表した『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)等についての意見書を作成し、8月7日に ASBJ へ提出しました。

#### 【意見書のポイント】

- ✓ 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記に関する第4項(注8)の記載内容を充実し、税務上の繰越欠損金の額が重要なときの取扱いに関する第5項(注9)を新設する提案に基本的に同意する。ただし、審議過程で検討された開示項目や、2015年5月に公表された「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」へのコメントとして寄せられた、国内企業の分類に関する注記、回収可能性の合理的な説明に関する注記、税引前純損失が生じている場合の税率差異の注記などの開示が見送られたことには不満がある。
- ✓ 2015年12月の「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の公表時に注記事項の追加を先送りして、時間を掛けて議論してきたにも関わらず、繰延税金資産や評価性引当額の内容や、繰延税金資産計上の見積もりの根拠について、十分な情報が得られるまでの改善が提案されなかったことは残念である。公開草案に記載された理由は、いずれも利用者の立場から見て説得力のあるものとは言えず、上記の事項の開示の見送りについて再検討していただきたい。
- ✓ 個別財務諸表における注記事項の追加を評価性引当額の内訳に関する数値のみにする提案には、同意できない。第4項(注8)(2)と第5項(注9)から、「なお、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表において記載することを要しない。」の文言を削除し、連結財務諸表と個別財務諸表に同一の注記事項を追加すべきである。このままでは、コストと便益の比較が不十分なまま、昨今の理念なき単体開示の簡素化の流れを安易に取り込んだ結論という批判は免れないであろう。

企業会計基準公開草案第60号

【添付資料】『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)等について

本件に関するお問い合わせは下記まで

**SAAJ** 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第1企画部長 かいます 貝増 眞